

「令和８年度石垣市における輸出機会増大・人材育成事業委託」質問に対する回答について

NO.	質 問 内 容	回 答
1	【仕様書 ４ 委託業務の内容 （１）輸出入ニーズ基礎調査】 「輸出入ニーズ基礎調査における対象企業数について、市として想定している件数があればご教示ください。また、対象企業の抽出方法について市が保有する事業者情報等の提供は可能でしょうか。	想定する対象企業数について一律の制限は設けていませんが、市内の主要な生産者、製造業者、卸売業者、流通・物流事業者等を幅広く網羅し、統計的・実務的に有効なサンプル数を確保できる設計を提案してください。 なお、対象企業の抽出にあたっては、契約締結後に市が保有する商工関連の事業者リスト等（提供可能な範囲に限る）を共有いたしますが、受託者の知見による追加の事業者の開拓も期待します。
2	【仕様書 ４ 委託業務の内容 （１）輸出入ニーズ基礎調査】 輸出入ニーズ調査において、重点的に把握を希望する品目や業種がございましたらご教示ください。	石垣市の主要産業である農林水産物（石垣牛、パインアップル、マンゴー、もずく、水産物、水産加工品等）や、泡盛・地ビール、その他八重山地域（竹富町、与那国町）の特産品全般を想定しています。また、それらを取り扱う製造・加工・販売業者、および輸出入に関わる物流業者等のニーズを広く把握することを希望します。
3	【仕様書 ４ 委託業務の内容 （２）浜崎地区、新港地区の活用計画の支援（保税蔵置場の登録申請支援）】 保税蔵置場の登録申請支援について、現時点で想定している候補施設または候補事業者がございましたらご教示ください。	現時点で特定の施設や事業者を確定しているものではありません。本業務の中で、石垣港浜崎地区および新港地区において保税倉庫として活用可能な既存施設やスペースの状況を調査・把握し、関係企業、行政機関等との協議を進めながら、最適な候補地および認可取得に向けた調整支援を行っていただくことを想定しています。
4	【仕様書 ４ 委託業務の内容 （２）浜崎地区、新港地区の活用計画の支援（保税蔵置場の登録申請支援）】 港運事業者、港湾管理者、税関等との協議にあたり、市からの紹介や調整支援は想定されていますでしょうか。	想定しております。 港湾事業者、港湾管理者、沖縄地区税関の関係機関との協議の場や協議会の立ち上げにあたっては、アポイントメントの調整、場の設定などを想定しています。

5	【仕様書 4 委託業務の内容 (3) 石垣港からの輸出実証事業】 石垣港からの輸出実証事業について、市として想定している実証輸送件数がございましたらご教示ください。	市として一律の目標件数は定めていません。委託上限額（予算）の範囲内で、検証の信頼性や効果が十分に得られるよう、品目の特性や輸送規模を考慮した上で、最適な実証輸送の件数およびスケジュールを提案してください。
6	【仕様書 4 委託業務の内容 (3) 石垣港からの輸出実証事業】 輸出実証の対象国について、台湾（基隆）を主な対象と理解しておりますが、台湾以外の国・地域も対象として提案することは可能でしょうか。	提案可能です。 本事業は新たに開設される台湾（基隆）との定期フェリー航路の活用を主眼としているため、台湾を最優先の対象国としますが、市内事業者のニーズや物流ルートの実現可能性に基づき、台湾以外の国・地域（アジア圏等）への展開や経由ルートが含まれる提案であっても、事業趣旨に合致するものであれば妨げません。
7	【仕様書 4 委託業務の内容 (4) 石垣空港からの輸出実証事業】 石垣空港からの輸出実証事業について、市として想定している実証輸送件数がございましたらご教示ください。	港湾（石垣港）同様、一律の件数は定めていません。航空輸送の特性（スピード、リードタイム、小口輸送など）を活かせる品目を選定した上で、事業費の範囲内で最も効果的な検証ができる件数・スキームを提案してください。
8	【仕様書 3 趣旨・目的】 本事業における「貿易に係る人材育成」について、市が想定する対象者（市内事業者、物流事業者、行政職員等）がございましたらご教示ください。	主な対象者は、今後輸出入への取り組みを志向する「市内事業者（生産者・製造業者等）」および地元の「物流事業者」を想定しています。実証輸送の手続きや実務（搬入、通関、荷積み等）に伴走・参画してもらうことで、地域に貿易実務のノウハウが蓄積されることを目指しています。なお、関係する行政職員の知見向上に資する内容が含まれることも歓迎します。
9	【仕様書 3 趣旨・目的】 輸出実証にあたり、輸出実務、国際物流、海外販路開拓等の専門家による伴走支援を実施することは、本事業の趣旨に合致するものと考えてよろしいでしょうか。	趣旨に合致するものと考えます。単に貨物を輸送するだけでなく、専門家によるアドバイスや課題抽出といった伴走支援を行うことは、市内事業者の貿易人材育成や次年度以降の継続的な輸出体制構築において極めて有効であるため、積極的な提案を期待します。
10	①保税蔵置場の登録申請支援について（仕様書 4.（2）関係） 「関係者との協議、調整」とは、具体的にどのようなことを行うことを想定しているか。保税蔵置場の許可申請は、本来的には保税蔵置場の許可を受ける施設を持つ事業者が主体となって行うべきものであると考えられるため、受託者でできる支援は、許可を受けたいと考え	本業務における「協議、調整」および「支援」とは、主な関係者（港運事業者、港湾管理者、税関等）による協議会等を企画・運営し、保税蔵置場確保に向けた最適な候補地等の協議及び認可取得に向けた調整などの支援を想定しています。

	る事業者へのアドバイスや、港運業者等を交えた協議会の開催等限定的になるものと考えられるが、そのような理解でよいか。（なお、一般論として、税関等官公署へ提出すべき書類の作成代行は、行政書士業務であり、それ以外のものが書類の作成代行を行った場合は、行政書士法 19 条に違反する可能性が高いことを申し添える。）	
11	②実証輸送について（仕様書 4.（3）（4）関係） 実証輸送を行う前提として、石垣市の関係事業者（株商船やいま、華岡集団、東聯航運、航空であれば香港 EXPRESS、タイガーエア、ケイトマンザスカイ等）は国土交通省から海上運送法、航空法、貨物利用運送事業法等に基づく必要な許認可（例：貨客定期航路事業、利用運送業）を受けている必要があると考えられる。 必要な許認可は関係者は既に許認可を取得済みであると考えていてよいか。（仮に得ていない場合は、実証事業の実施を適法に行うことが困難になる可能性が高いことを申し添える。）	本事業における実証輸送は、関係法令を遵守し、適法に運行・運航されている定期航路・空路および物流事業者のサービスを利用して実施することを前提としています。 現時点における定期航路や空路の就航状況等について確認の上、実施可能な実証輸送計画を企画・提案してください。
12	③実証輸送について（仕様書 4.（3）（4）関係） 実証輸送について、航路、空路それぞれの仕向け先の想定を確認したい。	市内事業者のニーズ調査結果や、航空路の運航状況を踏まえ、検証効果が最も高く、かつ実施可能性のある具体的な仕向け先（経由地を含む）について、契約締結後に市と協議の上で最終決定します。現時点において実施可能性が最も高いと考えられる現実的なルートを企画・提案してください。